

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 サ 第 1 号  
令 和 7 年 1 月 8 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について（例規）

秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの運用については、「秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領の制定について（通達）」（令和3年4月23日付け秋本サ第61号。以下「通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、所要の整備を行い、別添「秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

この担当 サイバー犯罪対策課  
サイバーセキュリティ戦略係  
(☎ 3 4 7 3 ~ 3 4 7 5)

別添

## 秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱

### 1 趣旨

この要綱は、学術機関、民間事業者等の専門的知見を活用し、警察職員のサイバー事案への対処能力向上を図るため、秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 任務

アドバイザーの任務は、以下のとおりとする。

#### (1) 警察職員のサイバーリテラシーの向上

サイバー空間があらゆる犯罪に悪用され得る状況にあることを踏まえ、全ての警察職員がその脅威の情勢、基本的な情報通信技術の概要、最新のインターネットサービスの動向等について理解を深める必要がある。講演、警察学校における講義等において、アドバイザーによる最新のインターネットサービスやサイバーセキュリティに関する一般的な教養等を行うことにより、警察職員のサイバーリテラシーの向上に努めること。

#### (2) 高度専門人材等の育成

サイバー事案の捜査及び対策を的確に推進するため、アドバイザーによる講義の受講、アドバイザーの所属組織における研修等により、高度で専門的な知識及び技能を有する高度専門人材の育成を推進すること。また、警察学校における専科教養等において、サイバー関連の専科はもとより、サイバー捜査等に関する知見を要する他の専科等においても、アドバイザーを招致して講義を行うなどサイバー人材の知識の底上げ、部門の枠組みを超えた警察職員全体のサイバー事案対処能力向上に努めること。

#### (3) 捜査に必要な知識、技術に関する助言

サイバー事案の捜査等において、アドバイザーの助言等が有用であると認められる場合には、アドバイザーから必要な知識、技術に関する助言を得るなど積極的な活用に努めること。また、捜査に資する執務資料にアドバイザーが有する最新の知見を反映させるなど捜査技術の向上等に資する協力を得ること。

#### (4) 民間企業・団体等への広報啓発等

サイバーセキュリティ専門人材の確保がなされていない中小企業や医療機関等に向けたサイバーセキュリティ教室、教養等を実施する際に、アドバイザーに講演を依頼するなどその知見の活用に努めること。

#### (5) サイバー防犯ボランティアの専門性向上等

より高度な技術等の習得を要望するサイバー防犯ボランティアに対し、アドバイザーによる教養等を実施することにより、サイバー防犯ボランティアの専門性向上等を図ること。

### 3 委嘱等

#### (1) 要件

警察本部長は、次の要件を満たしている者について、生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）の推薦に基づきアドバイザーに委嘱するものとする。

ア 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者

イ アドバイザーとしての業務を遂行し得るに足る人格及び素養を有し、かつ当該活動に理解を有する者

ウ 企業等の被雇用者である場合は、雇用者等からの承認を得られる者

(2) 任期

アドバイザーの任期は、委嘱時から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

(3) 委嘱状の交付

警察本部長は、アドバイザーを委嘱する場合は、委嘱状（別記様式1）を交付するものとする。

(4) 解嘱

警察本部長は、アドバイザーから申出があった場合、その他必要であると認めた場合は、解嘱することができる。

4 遵守事項

アドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) アドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為及びその類似行為を行ってはならない。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項のほか、アドバイザーとしての信用を傷付け、不名誉となるような行為を行ってはならない。

5 運用上の留意事項

(1) アドバイザーに対する依頼

アドバイザーから専門的な知識、技術に関する助言や講演等を受ける必要があると認めるときは、サイバー犯罪対策課長を通じて依頼するものとする。

(2) 事務

ア アドバイザーに関する事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。

イ サイバー犯罪対策課長は、秋田県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー名簿（別記様式2）を備え付けるものとする。